

# 新型コロナウイルスへの対応(5月時事業運営)

日頃、当組合の事業運営に多大なるご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの猛威は全世界を未曾有の状態に陥れ、国内においても4月7日に7都府県に対する「緊急事態宣言」発出、その後全国に道府県にも同様な発出がなされ、さらにGW期間中には要請強化等、収束の兆しや宣言解除が不透明な、依然として予断を許さない局面となっています。

そのなかで、国民皆保険ならびに医療制度を支える当組合は国民生活の重要なインフラ機能を有し、その社会的責任は極めて高いことから、国から「法的等事業(保険証の交付、給付金の支払い等)」の継続を強く要請されています。

TJKとして、その他の付加価値事業(健診、保養施設等)は宣言発出前から、一部、事業を中止ならびに延期していましたが、発出後はさらに踏み込み、「法的等事業」以外はすべて停止を余儀なくされている状況です。

しかしながら、現時点でいまだ収束の兆しは見え、特に首都圏における感染防止措置は継続するものと思われますので、安全性確保ならびにリスク回避の観点から、5月7日以降の事業運営も宣言期間中と同様に下記の取扱いとさせていただきます。

事業主の皆様、事務担当者および被保険者の方々には、一部、ご不便ご迷惑をお掛けすることは承知しておりますが、この厳しい現況をご理解いただき、何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 実施事業      法的等事業(適用および給付業務)
  - ・被保険者証、限度額認定証の交付、給付金の支払等
2. 停止事業      健康管理事業
  - ・直営健診業務は精密検査を除き、一時停止
  - ・契約健診業務は契約健診機関の運用に準拠
  - ・メンタルヘルス相談業務は継続
 健康増進事業
  - ・直営保養施設、運動施設、イベント、レストランは一時停止
 ※各事業の詳細はホームページをご覧ください。
3. 事務体制      職員二交代制勤務に伴う暫定運用
  - ・窓口受付-臨時閉鎖
  - ・電話受付-平日10時～16時(時間短縮)
  - ・郵送受付-通常運用
4. 期      間      5月17日まで
 

※但し、緊急事態宣言の検証結果により、その取扱いを5月末日まで延長することもあります。

※6月以降は情勢を確認しつつ、5月中旬にご案内申し上げます。